小樽市建築基準法施行細則新旧対照表

改 正 後

最近改正 令和3年8月30日規則第51号

改正前

制 定 昭和43年4月5日規則第28号

(適用の除外)

第1条の2 この規則の規定は、法第77条の18から第77条の21までの規定により国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者が法第6条の2第1項(法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)又は第7条の2第4項(法第87条の4又は第88条第1項 若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定により行う事務については、第2条の2、第3条、第20条、第24条の2から第26条まで及び第31条の規定を除き適用しない。

(申請者及び届出者の資格)

第2条 法、令、省令及びこの規則により特定行政庁である市長(以下「市長」という。)又は建築主事<u>若しくは建築副主事</u>に申請又は届出をしようとする者が、未成年者又は成年被後見人であるときはその法定代理人が、被保佐人であるときはその保佐人が、被補助人(民法(明治29年法律第89号)第13条第1項第8号に規定する行為を制限されているものに限る。)であるときはその補助人が連署をしなければならない。

2・3 (略)

(建築物の建築についての確認の特例)

- 第2条の2 令第10条第3号ハ又は第4号ハに規定する建築物の建築に関する確認の特例について規則で定める規定は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める規定とする。
 - (1) 令第10条第3号に規定する建築物 条例第9 条、第10条、第14条、第16条、第33条第2 項 及び第3項並びに 第34条 の規定
 - (2) 令第10条第4号に規定する建築物 条例第9 条、第10条、第14条第2項 及び第3項、 第16条、第33条第3項 (同項第3号を 除く。) 並びに 第42条の規定

(建築物の建築等に係る許可申請)

第7条 次に掲げる許可を受けようとする場合は、省令第10条の4第1項に規定する許可申請書の正本及び副本に、それぞれ、省令第1条の3第1項の表1に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、同項の表2に掲げる日影図(第9号及び第10号に限る。)その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1)-(3) (略)

(適用の除外)

第1条の2 この規則の規定は、法第77条の18から第77条の21までの規定により国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者が法第6条の2第1項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)又は法第7条の2第4項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定により行う事務については、第2条の2、第3条、第20条、第24条の2から第26条まで及び第31条の規定を除き適用しない。

(申請者及び届出者の資格)

第2条 法、令、省令及びこの規則により特定行政庁である市長(以下「市長」という。)又は建築主事____に申請又は届出をしようとする者が、未成年者又は成年被後見人であるときはその法定代理人が、被保佐人であるときはその保佐人が、被補助人(民法(明治29年法律第89号)第13条第1項第8号に規定する行為を制限されているものに限る。)であるときはその補助人が連署をしなければならない。

2・3 (略)

(建築物の建築についての確認の特例)

- 第2条の2 令第10条第3号ハ又は第4号ハに規定する建築物の建築に関する確認の特例について規則で定める規定は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、 当該各号に定める規定とする。
 - (1) 令第10条第3号に規定する建築物 条例第9 条、条例第10条、条例第14条、条例第16条、 条例第33条第2項及び第3項並びに条例第34条 の規定
 - (2) 令第10条第4号に規定する建築物 条例第9 条、条例第10条、条例第14条第2項及び第3項、 条例第16条、条例第33条第3項(同項第3号を 除く。) 並びに条例第42条の規定

(建築物の建築等に係る許可申請)

第7条 次に掲げる許可を受けようとする場合は、省令第10条の4第1項に規定する許可申請書の正本及び副本に、それぞれ、省令第1条の3第1項の表1に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、同項の表2に掲げる日影図(第9号及び第10号に限る。)その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1)-(3) (略)

(4) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書(法第87条第2項又は第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による許可

(5)-(8) (略)

(9) 法第55条第4項各号の規定による許可

(10) — (23) (略)

2・3 (略)

(工作物の築造に係る許可申請)

- 第7条の2 法第88条第2項において準用する法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書だし書、第13項ただし書だし書とは第14項ただし書又は法第51条ただし書(法第87条第2項又は第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による許可を受けようとする場合は、省令第10条の4第4項に規定する許可申請書の正本及び副本に、それぞれ、省令第3条第2項の表に掲げる付近見取図、配置図、平面図又は横断面図、側面図又は縦断面図その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に申請しなければならない。
- 2 令<u>第138条第4項第1号</u>又は第5号に掲げる工作物に係る前項に規定する許可についての許可申請書には、工場・危険物調書(様式第1号)を添付しなければならない。

(一の敷地とみなすこと等による建築物の認定申請等 の添付書類)

第7条の4 省令第10条の16第1項第4号、第2項 第3号若しくは第3項第3号<u>又は</u> 第10条の21 第1項第3号の規定により市長が規則で定めるもの は、市長が必要と認めて指示した図書とする。

2 (略)

(許可、認定又は承認の通知)

第9条 市長又は建築主事<u>若しくは建築副主事</u>は、申請に対して許可、認定(これらの取消しを含む。)又は承認をした場合は、省令で定める許可通知書、認定通知書、許可取消通知書若しくは認定取消通知書又は許可内容等変更承認通知書(様式第8号)を、それぞれ当該申請者に交付するものとする。

(添付すべき図書の省略)

第11条 省令第1条の3第1項<u>又は</u>第3条第1項 の規定により構造詳細図を添付することとされている 建築物又は工作物に係る確認の申請をする場合におい (4) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書

_____(法第87条第2項又は第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による許可

(5)-(8) (略)

(9) 法第55条第3項各号の規定による許可

(10) — (23) (略)

2・3 (略)

(工作物の築造に係る許可申請)

第7条の2 法第88条第2項において準用する法第4 8条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし 書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし 書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし 書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項 ただし書若しくは第13項ただし書

__又は法第51条ただし書(法第87条第2項又は第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による許可を受けようとする場合は、省令第10条の4第4項に規定する許可申請書の正本及び副本に、それぞれ、省令第3条第2項の表に掲げる付近見取図、配置図、平面図又は横断面図、側面図又は縦断面図その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 令<u>第138条第3項第1号</u>又は第5号に掲げる工作物に係る前項に規定する許可についての許可申請書には、工場・危険物調書(様式第1号)を添付しなければならない。

(一の敷地とみなすこと等による建築物の認定申請等 の添付書類)

第7条の4 省令第10条の16第1項第4号、第2項 第3号若しくは第3項第3号<u>又は省令</u>第10条の21 第1項第3号の規定により市長が規則で定めるもの は、市長が必要と認めて指示した図書とする。

2 (略)

(許可、認定又は承認の通知)

(添付すべき図書の省略)

第11条 省令第1条の3第1項<u>又は省令</u>第3条第1項 の規定により構造詳細図を添付することとされている 建築物又は工作物に係る確認の申請をする場合におい

- て、当該申請に係る設計図書が建築士の作成したものであり、かつ、当該構造詳細図に示すべき事項を2面以上の断面図に示してあるときは、当該構造詳細図の添付を省略することができる。
- 2 敷地を異にする2以上の建築物でその平面計画、規模及び構造が同一であるものについて確認申請書を同時に2以上提出する場合は、敷地の位置が相互に近接しているときに限り、省令第1条の3第1項の表1(ろ)項及び(は)項に掲げる図書は、一の確認申請書のみに添付するものとし、その他の確認申請書には添付を省略することができる。ただし、建築主事又は建築副主事が必要があると認めて指示したときは、この限りでない。

(取下げ届等)

第13条 申請者は、当該許可、認定、認可、指定、確 認又は検査を受けようとして提出した申請書を当該許 可、認定、認可若しくは指定の通知書、確認済証又は 検査済証若しくは中間検査合格証の交付を受ける前に 取り下げるときは、取下げ届(様式第12号)を市長 又は建築主事若しくは建築副主事に提出しなければな らない。

2 · 3 (略)

(建築協定の認可等の申請)

第14条 (略)

- 2 条例第58条の2前段の規則で定める書類は、次に 掲げる書類(法第76条の3第1項の規定による建築 協定の場合は、第3号及び第5号に掲げる書類を除 く。)のそれぞれ2部とする。
 - (1) 法第70条第1項<u>又は</u>第76条の3第2項に規 定する建築協定書

(2)-(6) (略)

- **3** 条例第58条の2後段の規定による規則で定める書類は、次に掲げる書類のそれぞれ2部とする。
- (1) (略)
- (2) 法第73条第1項の規定により認可を受けた建築協定書(法第74条第2項(法第76条の3第6項において準用する場合を含む。) 又は 第76条の3第4項の規定により準用する場合のものを含む。)

(3)—(7) (略)

(建築協定等の縦覧期間)

第16条 法第71条(法第74条第2項(法第76条 の3第6項において準用する場合を含む。)<u>又は</u>第 76条の3第4項において準用する場合を含む。)の 規定による縦覧期間は、3週間とする。

(特定建築設備等の定期報告)

第19条 (略)

2 省令第6条第1項に規定する市長が定める報告の時期は、毎年における次に掲げる期間とする。

- て、当該申請に係る設計図書が建築士の作成したものであり、かつ、当該構造詳細図に示すべき事項を2面以上の断面図に示してあるときは、当該構造詳細図の添付を省略することができる。

(取下げ届等)

第13条 申請者は、当該許可、認定、認可、指定<u>又は</u> <u>確認を</u>受けようとして提出した申請書を当該許可、認定、認可若しくは指定の通知書<u>又は確認済証</u>の交付を受ける前に 取り下げるときは、取下げ届(様式第12号)を市長 又は建築主事_____に提出しなければならない。

2 · 3 (略)

(建築協定の認可等の申請)

第14条 (略)

- 2 条例第58条の2前段の規則で定める書類は、次に 掲げる書類(法第76条の3第1項の規定による建築 協定の場合は、第3号及び第5号に掲げる書類を除 く。)のそれぞれ2部とする。
 - (1) 法第70条第1項<u>又は法</u>第76条の3第2項に規 定する建築協定書

(2)-(6) (略)

- **3** 条例第58条の2後段の規定による規則で定める書類は、次に掲げる書類のそれぞれ2部とする。
 - (1) (略)
 - (2) 法第73条第1項の規定により認可を受けた建築協定書(法第74条第2項(法第76条の3第6項において準用する場合を含む。) 又は法第76条の3第4項の規定により準用する場合のものを含む。)

(3)-(7) (略)

(建築協定等の縦覧期間)

第16条 法第71条(法第74条第2項(法第76条 の3第6項において準用する場合を含む。)<u>又は法</u>第 76条の3第4項において準用する場合を含む。)の 規定による縦覧期間は、3週間とする。

(特定建築設備等の定期報告)

第19条 (略)

2 省令第6条第1項に規定する市長が定める報告の時期は、毎年における次に掲げる期間とする。

- (1) 令第16条第3項第1号に掲げる昇降機にあって は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定 める期間
 - ア 基準月(法第7条第5項<u>又は</u>第7条の2第5 項(法第87条の4においてこれらの規定を準用 する場合を含む。)の規定による検査済証の交付 を受けた日の属する月をいう。以下この号におい て同じ。)が1月又は6月から12月までである 場合 当該基準月の2月前の月の初日から当該基 進月の末日まで

イ (略)

(2) • (3) (略)

3 (略)

(工事中の不適合建築物等の届出)

第29条 現に工事中の建築物又は当該建築物の部分が 用途地域、高度利用地区又は防火地域若しくは準防火 地域についての都市計画法(昭和43年法律第100 号)第4条第1項に規定する都市計画の決定又は変更 により、法第48条第1項から第13項まで、第52 条第1項 、第2項、第7項若しくは第8項、第59 条第1項又は 第61条の規定に適合しなくなった 場合は、当該建築物の建築主は、当該工事の完了時に おける当該建築物の状況を工事中の不適合建築物の届 出書(様式第27号)により、当該工事の完了後、速 やかに市長に届け出なければならない。

2 (略)

(違反建築物の公告の方法)

第30条 法第9条第13項(法第10条第4項<u>又は</u> 第88条第1項から第3項までにおいて準用する場合 を含む。)の規定による公告の方法は、様式第29号 による標識を当該建築物又はその敷地内に設置して行 うものとする。

様式第11号 (略)

様式第12号 (略)

様式第13号 (略)

- (1) 令第16条第3項第1号に掲げる昇降機にあって は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定 める期間
 - ア 基準月(法第7条第5項<u>又は法</u>第7条の2第5項(法第87条の4においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月をいう。以下この号において同じ。)が1月又は6月から12月までである場合 当該基準月の2月前の月の初日から当該基準月の末日まで

イ (略)

(2) • (3) (略)

3 (略)

(工事中の不適合建築物等の届出)

第29条 現に工事中の建築物又は当該建築物の部分が 用途地域、高度利用地区又は防火地域若しくは準防火 地域についての都市計画法(昭和43年法律第100 号)第4条第1項に規定する都市計画の決定又は変更 により、法第48条第1項から第13項まで、<u>法第5</u> 2条第1項、第2項、第7項若しくは第8項、<u>法第5</u> 9条第1項又は法第61条の規定に適合しなくなった 場合は、当該建築物の建築主は、当該工事の完了時に おける当該建築物の状況を工事中の不適合建築物の届 出書(様式第27号)により、当該工事の完了後、速 やかに市長に届け出なければならない。

2 (略)

(違反建築物の公告の方法)

第30条 法第9条第13項(法第10条第4項<u>又は法</u> 第88条第1項から第3項までにおいて準用する場合 を含む。)の規定による公告の方法は、様式第29号 による標識を当該建築物又はその敷地内に設置して行 うものとする。

様式第11号 (略)

様式第12号 (略)

様式第13号 (略)